

「歴史認識」問題と第一次日韓歴史共同研究を巡る一考察(二)

鄭 奈 美*
木 村 幹**

第4章 政府主導の日韓歴史共同研究

第1節 前史としての1995年「日韓共同研究」

2001年に日韓両国間で合意され、2002年から2005年の間に行われた所謂「第一次日韓歴史共同研究」は新聞紙上でも注目され、その成果はインターネット上でも公開されマスメディア等で多くの話題をよんだ。

しかしながら、両国政府の間では、それ以前にも公式に提起された「共同研究」があった。即ち、第二次世界大戦終戦50年、また韓国側から言えば、日本植民地支配からの解放50年を契機に、時の村山政権によって提起された「日韓共同研究」がそれである。しかしながら、この「日韓共同研究」の成果は、新聞紙上にでることもなく、2000年に「提言」を両国の外務大臣に提出するにとどまった。この「日韓共同研究」が当初の目的を果たせなかったのは何故なのだろうか。本節では、この点について考えることにより、政府によって主導・設立される共同研究が有している問題について考えたい。

「日韓共同研究」の背景は、次のようなものであった。1995年、戦後50年の節目を迎え日本では6月、戦後50年の国会決議が衆議院本会議で採択され、終戦記念日の15日には、「先の大戦」について「国策をあやまり戦争への道を歩んだ」などとする「村山談話」が発表された。当初、このような村山政権の動きは、日韓間の歴史問題を解決する日本政府の意欲の現われとして一部で大きく歓迎された。しかし事は村山総理大臣の属する社民党

* 兵庫県立武庫荘総合高等学校教諭

** 神戸大学大学院国際協力研究科教授

と連合政権を組んだ、自民党出身の閣僚が色彩の異なる発言を連発したことで一変する。即ち、6月には渡辺美智雄元副総理・外務大臣が「併合条約は円満裏につくられた国際的条約だとの前提にたっている」、9月には島村宣伸文部大臣が「(先の戦争が) 侵略戦争じゃないかというのは考え方の問題」、10月には江藤隆美・総務庁長官が記者懇談にて「植民地時代に日本が韓国によいこともした」などと発言し、韓国世論はこれらに「妄言」だとして強く反発した。そして遂に、10月には村山首相自身が衆議院本会議で「日韓併合条約は法的に有効に締結された」と答弁することにより、問題は、両国の外交問題にまで発展する。

韓国の反発には理由があった。何故なら、自らを自らの民族運動により解放した「解放の神話」の上に成立する韓国にとって、日韓併合を巡る一連の条約は、「韓国民の意思に反して強圧的に締結されたものであり、当初から無効であった」との公式的立場を崩すことはできなかったからである。これに対して村山総理大臣は金泳三大統領あてに「日韓併合条約は、帝国主義時代の条約」との認識を示した書簡を送り、関係修復に向けて両国が協力していくことが11月の日韓外相会談で合意された。

そして、この外相会談で孔魯明外交部長官は「偏見のない冷静な立場から日韓間で歴史認識についての研究を進めてもらいたい。その成果を政府(の政策)に反映できればいい」と述べ、民間の研究者らによる共同研究を政

府が支援することで、歴史認識の溝を埋めていく必要性を強調した。河野外務大臣もこの提案に同意し、結果、その後の日韓首脳会談で「共同研究」の早期設置の合意がなされ、取り組みがはじめられることになる。この経緯をまとめると次のようになる。

村山政権での歴史認識を巡る動き

1994年8月12日

桜井新環境庁長官:「日本も侵略戦争をしようと思って戦ったのではない」

1994年8月14日

桜井長官、辞任

1994年9月30日

村山首相:「我が国が過去の一時期に行った侵略行為や植民地支配はアジアの近隣諸国等の人々にも今なお大きな傷跡をのこしている」(所信表明演説)

1995年6月3日

渡辺美智雄元副総理・外務大臣:「併合条約は円満裏につくられた国際的条約だとの前提に立っている」

1995年6月9日

「戦後50年の国会決議」、衆院本会議で採択。新進党は欠席、共産党は反対

1995年8月8日

村山首相:「1995年6月首相の所信表明演説などの枠内で発言して欲しい」

1995年8月9日

島村宣伸文部大臣:「(先の戦争が) 侵略戦争じゃないかというのは考え方の問題」

1995年8月15日

村山総理大臣：「先の大戦」が「国策を誤り戦争への道を歩んだ」等とする所謂「村山談話」

1995年10月5日

村山総理大臣：「日韓併合条約は法的に有効に締結された」

1995年10月11日

江藤隆美総務庁長官：「植民地時代に日本が韓国によいこともした」

1995年11月10日

村山総理大臣：江藤長官に嚴重注意。

1995年11月13日

江藤長官、辞任

1995年11月14日

村山総理大臣：「併合条約は帝国主義時代の条約」とする書簡を金泳三大統領に送付（註・出典『朝日新聞』。作成、鄭奈美。）

その後、1996年8月、日韓双方は局長会談で、日韓歴史共同研究会の早期発足のため、両国の中心メンバー各3人を人選し、両国6人の会議で、①研究会の討議分野と内容、②研究会の活動結果と活用の方角、③分野別の研究委員選定の原則などを定めることを決定する。

同年11月、日本政府は、この「歴史共同研究」が、あくまで「民間主導」であることを強調している。「政府主導の」共同研究であることが正面に出過ぎると、「過去の条約など双方の政府の公式の立場が違う問題で軋轢が生じるのは必至⁸³」であると恐れたからと言われている。そこには「日本の韓国研究の

底上げにつながればいい程度の日本側の意図⁸⁴」と、『妄言』封じにつなげたい韓国側の意向との相違に当初から狙いが食い違い、研究が立ち往生する可能性をはらんでいた⁸⁵、とすることができる。

1997年4月池田行彦外務大臣が韓国の柳宗夏外務部長官と会談し「歴史共同研究」の韓国側代表として、池明観ら3人、日本側は須之部量三ら3人のメンバーが内定し、今後の研究の対象分野や研究結果の活用方法について意見が交されている。1997年7月16日からは歴史共同研究の為の日韓有識者会議参加者が双方から3人ずつ選拔され、他のメンバー選びや日程調整ほか、今後の研究の基本方針についての意思統一が図られた。

こうして17日には日韓有識者による歴史共同研究の為の初の準備会合がひらかれた。ここで組織の名称を「日韓歴史研究促進に関する共同委員会」とし、現在の歴史研究や両国間の交流の状況を調べた上で、来年1月に第1回全体会議をひらくことが決定される。委員会は最終的には両国の歴史研究の促進・支援体制について、提言をまとめることも公表している。しかしながら発足した「共同委員会」の活動は、その後、マスメディア等において注目されることなく、2000年5月に両国の外務大臣に最終報告書として「相互理解の促進のためには、歴史教材の開発に関わる協力の発展が必要」というありきたりの提言を出したのみで終わっている。

それでは実際には、この「共同委員会」ではどのようなことがなされたのだろうか。日

韓両国政府の委嘱により日本側の事務局となったのは日本国際交流センターであった。97年7月と10月そして、98年2月にソウルで、6月には東京で、計4回の打ち合わせ会議が開催されている。両者は「両国における相手国および両国関係に関する歴史についての研究をそれぞれの国においてあるいは両国の協力において積極的に促進することが両国関係の健全な発展にとって不可欠なものであるとの基本的な認識に基づき、そのような歴史研究の促進の方策を両国委員の共同作業を通じて検討し、提言をまとめ、その実現のために関係者に働きかける⁸⁶⁾」ことを目的とすること、また「委員会自体として歴史の共同研究を行なうものではなく、両国の歴史認識の統一を図るものでもない⁸⁷⁾」ことで合意している。

2年間の活動は、第一に「日韓歴史フォーラム」の開催、第二に、日韓両国内史研究・関係史研究・共同研究の現状要覧の作成、第三に、グラスルーツにおける歴史研究・交流の現状調査、第四に、近現代日韓関係史資料のガイドブックと書誌所在目録の作成、第五に、相互の歴史に関する著作の翻訳出版の現状調査、等であった⁸⁸⁾。

このうち「日韓歴史フォーラム」は両国のそれまでの民間有識者による打ち合わせを経て、より幅広い意見を得るために、以下の両国の研究者、ジャーナリスト、実務家の参加を得て開催され、下記の議題で討議することとした⁸⁹⁾。

1. 「日韓歴史フォーラム」

(1) 「歴史と文化」、「歴史と相互認識」

韓国と日本のそれぞれにおける歴史認識における文化的要素および思考方式の比較分析と討議、韓国と日本の間の相互イメージの形成過程における歴史的側面をめぐって討議することにより、両国における歴史認識の促進の阻害要因を分析する。

(2) 「日韓歴史研究促進に関する諸方策について」

両国の相手国および両国関係に関する歴史についての研究と交流を促進するために下記のテーマについて討議する。

a) 歴史研究、関係史研究・共同研究推進の方策

b) グラスルーツにおける歴史研究および交流の促進方策

c) 近現代日韓歴史資料へのアクセスの改善の方策

d) 相互の歴史に関する著作・資料の翻訳事業の推進

2. 歴史研究促進の方策に関する調査・研究プロジェクト

a) 歴史研究、関係史研究・共同研究の現状要覧の作成

b) グラスルーツにおける歴史研究・交流の現状調査

c) 近現代日韓歴史資料のガイドブックと書誌所在目録の作成

d) 相互の歴史に関する著作の翻訳出版の現状調査

[日本側運営委員会]

須之部量三 日本側座長、外務省顧問、元
駐韓国日本大使
小此木政夫 慶應大学法学部
山本正 日本国際交流センター理事長

[韓国側運営委員会]

池明観 韓国側座長、翰林大学日本学研究
所長
柳永益 延世大学、韓国歴史学会長
柳根一 朝鮮日報理事・論説委員室長

韓国側参加者

金理那 (弘益大学)
金文煥 (ソウル大学)
成炳旭 (中央日報編集委員長)
李基東 (東国大学)
李萬烈 (淑明女子大学)
李文熙 (韓国日報)
李元淳 (韓国国史編纂委員)
鄭求宗 (東亜日報編集局会)
鄭在貞 (ソウル市立大学)
車河淳 (西江大学校)

日本側参加者

饗庭孝典 (杏林大学社会科学部)
浅野亮 (姫路獨協大学)
稲葉継雄 (九州大学)
上垣外憲一 (帝塚山学院大学)
熊谷直博 (日韓文化交流基金理事長)
田代和生 (慶應義塾大学)
友田錫 (亜細亜大学)
花房征夫 (日本貿易振興会アジア経済研究

所)

原田環 (広島女子大学)
吉田光男 (東京大学)

とはいえ、この「共同研究」は結果として、大きな成果を生むことは無かった。原因は大きく二つ考えられる。一つは既に述べたように、そもそもこの「共同研究」に対して、日韓両国が全く異なる意図を持っていたことであろう。就中、日本政府は、「政府主導」の共同研究で「歴史」を位置づけようとする、と、「過去の条約など双方の政府の公式の立場が違ふ問題で軋轢が生じる⁹⁰」と考えており、その「側面的な支援」には限界があったといわれている。

また日本側の動きを考える上では、この時期が、所謂「自由主義史観」が隆盛を極めた時期であったことも忘れてはならない。このような状況の中、政府も世論も歴史認識に纏わる問題には過敏になっており、そこから大胆な一步を踏み出すことは困難であった。このような状況が最も典型的に現れたのは、委員の人選においてであり⁹¹、鄭在貞によれば、一部の日本側委員にはこの共同研究を積極的に行おうという雰囲気はなかったという⁹²。

しかし、それらのことは、決して、この委員会に意味がなかった、ということではない。困難な状況の中、「公的な」立場から議論を行おうとしたことは、それ自身が一つの大きな業績といえる。その会議内容は、プレスリリース⁹³の形で公表されている。

第2節 「第一次日韓歴史共同研究」とその 「自画像」(1)：人選

先述のように、1990年代後半からわが国において、急速に台頭した「自由主義史観」、を生み出した動きは、1997年には「新しい教科書をつくる会」の結成へと導かれた。この通称「つくる会」作成の教科書は2001年には、文部省の検定を合格することとなり、日韓両国内のみならず、世界的にも大きな反響を呼ぶこととなる。韓国の世論と政府は、日本政府がこの教科書を合格させたことに不満の意を示し、事は再び外交問題へと発展する。そして、2001年10月、時の小泉首相と金大中大統領は、この解決の為の方策の一つとして、再び、「日韓歴史共同研究」を打ち出すことになる。2000年に終了した「歴史共同研究」の継続としてではなく、新たなものとして立ち上げられたことに注意が必要である。経過は次のようであった。

2001年4月

「新しい歴史教科書」教科書検定に合格。

2001年10月

日韓首脳「日韓歴史共同研究」に合意。

2002年4月

「日韓歴史共同研究委員会」発足。

「日韓歴史共同研究推進計画」合同支援委員会の初会合（東京）。

日本側）小此木政夫・慶應大学、北岡伸一・東京大学、山内昌之・東京大学、山本正・日本国際交流センター理事長

韓国側）李成茂・国史編纂委員会、崔柄憲・

ソウル大学、鄭在貞・ソウル市立大学、金長権・ソウル大学、兪炳勇・韓国精神文化研究院

2002年5月

「日韓歴史共同研究委員会」初会合（ソウル）

日本側）小此木政夫・慶應大学、北岡伸一・東京大学、佐藤信・東京大学、田代和生・慶應大学、浜田耕策・九州大学、原田環・広島女子大学、森山茂徳・東京都立大学、吉田光男・東京大学

2004年12月

日韓外相会談にて5月終了予定の「日韓歴史共同研究」の継続検討される。

2005年5月

最終報告書提出。

この「日韓歴史共同研究委員会」において最も大きな問題はその成果を、教科書に反映させるか否かであった。韓国側は研究成果を教科書の記述に反映することを求めており、例えば2002年1月、韓昇洙韓国外交通商部長官は「教科書に反映を⁹⁴」と述べ、野党ハンナラ党総裁李会昌も、日韓歴史共同研究委員会を「逃げ道にすべきではない⁹⁵」と発言した⁹⁶。それに対して日本側は「教科書編纂に活用できるよう研究結果の周知徹底をはかること⁹⁷」と述べるに留まり、これに対して韓国政府は「問題の先送りにすぎない⁹⁸」と批判した。

ともあれ、2002年4月に「日韓歴史共同研究委員会」は発足し、「日韓歴史共同研究推

進計画」合同支援委員会の初会合が東京で開かれた。日韓計9人の民間有識者⁹⁹の参加のもと、組織の構成や日程などについて話し合われた¹⁰⁰。また5月には民間有識者¹⁰¹による「日韓歴史共同研究委員会」の初会合が25日ソウルで開かれた¹⁰²。委員会はその後2年あまりにわたり合計14回の日韓合同会議と論文発表会、1回の中間発表会、そして合同発表会を行なった¹⁰³。この中から合同支援委員会のメンバーと、特に論争の中心となった第三分科会（近現代史担当）の関係者を上げてみるなら次のようになる。

合同支援委員会

日本側)

政府関係者

田中均（外務省アジア大学洋州局長）、田中壮一郎（文部科学省大学臣官房総括審議官）、井上進（内閣官房副長官補室参事官）

民間有識者

小此木政夫（慶應大学）、北岡伸一（東京大学）、山内昌之（東京大学）、山本正（日本国際交流センター理事長）

韓国側)

政府有識者

崔晩（国務総理室国務調整室外交安保審議官）、李英萬（教育人的資源部学校政策企画チーム長）、秋圭ホ（外交通商部アジア太平洋局長）

民間有識者

李成茂（国史編纂委員会委員長）、崔炳憲（ソウル大学）、鄭在貞（ソウル市立大学）、

兪炳勇（韓国精神文化研究院）、金長権（ソウル大学）

第3分科篇 近現代

日本側)

研究委員

小此木政夫（慶應大学）、原田環（県立広島大学）、古田博司（筑波大学）、森山茂徳（東京都立大学）

研究協力者

坂元茂樹（神戸大学）、佐々木揚（佐賀大学）、木村健二（下関市立大学）、井上和枝（鹿児島国際大学）、林廣茂（同志社大学）、堀和生（京都大学）、木村幹（神戸大学）、戸部良一（防衛大学）、倉田秀也（杏林大学）、塚本孝（国立国会図書館）、柳町功（慶應大学）、永島広樹（佐賀大学）

韓国側)

研究委員

李萬烈（国史編纂委員会委員長）、鄭在貞（ソウル市立大学）、金度亨（延世大学）、金聖甫（延世大学）

研究協力者

鄭昌烈（漢陽大学）、李相燦（ソウル大学）、趙明哲（高麗大学）、徐仲錫（成均館大学）、全遇容（ソウル市立大学）、許粹烈（忠南大学）、姜昌一（国会議員）、兪炳勇（韓国学中央研究院）、丁振聲（韓国放送通信大学）、都沈淳（昌原大学）

それでは、これらの人々はどのような意識をもって「日韓歴史共同研究」へと参加したのであろうか。筆者の一人である鄭奈美は、

この点について、第3分科会の構成員を中心に、研究協力者を含む人々に対してアンケート調査を実施し、その一部から回答を得た¹⁰⁴。勿論、この結果自身が、「日韓歴史共同研究」参加者の全体の意思を表すものでないことは言うまでもない。しかしながら、このようなアンケートは、それ自体初めての試みであり、それ自体、一定の意味を有するものであると言える。そこで、以下、このアンケートを軸に分析を行ってみよう。

最初に人選についてである。日本側では「友人である委員より依頼された」という発言が多く見られた。つまり、少なくとも第3分科会に関する限り、日本側は個人的な人脈を用いて、研究協力者を選抜していったようである。選抜された研究者は、日本側研究委員の前で報告を行い、この結果に基づいて研究協力者として推薦された。

これに対して韓国側は、「歴史学会をはじめとした各学会による推薦により決められた」という回答があった。また、「教育部より、強い要請を受けた」という回答も寄せられた。

次にこの人選について、1995年の日韓両国政府合意に基づく「歴史共同研究」との関連を見てゆこう。日本側で両者に名を連ねているのは小此木政夫と原田環である。興味深いことは、1995年の共同研究においては、日本側、80年代以降から展開された「草の根」から「民間レベル」における「日韓歴史共同研究」において実績を残してきた人々が全く見られないということである。

韓国側の一部に「メンバーをみただけで限

界を感じた」といった回答があったのは、或いは、このような日本側の人選の性格によるのかも知れない。尤も、当の日本側の委員の回答の大部分は、「日本側の委員の人選は適切であったと思います。代表的な研究者が就任されたと思います」「日本側の研究協力者には多彩な研究者が集まり、適切であったと思います」というものであった。

注目すべきは、ここで日本側の回答において「代表的な」「多彩な」という用語が強調されていることかも知れない。この背景に存在したのは、この「日韓歴史共同研究」が「研究」プロジェクトである、という認識であり、「研究」プロジェクトである以上、朝鮮史、或いは、日本史の専門分野における「代表的な」人物により、「多彩な」研究がなされねばならないという、認識であろう。

そして、ここにこそ日本側「研究チーム」交代の原因があった。80年代から90年代前半に行われた「草の根」或いは「民間」レベルの共同研究に日本側から参加した人々の多くは — 全てであるとは言わないにせよ — どちらかといえば、「研究」の立場からではなく、「教科書問題」、つまり、「教育」や「運動」の立場から、これらのプロジェクトに参加した人々であった。だからこそ、この「日韓歴史共同研究」が両政府間の合意に基づいて成立し、日本側がそれを「研究」の立場からアプローチしようとした時、日本側の「研究チーム」は大きく変わることになったのである。

また共同研究の日本側事務局は日韓文化交

流基金に委嘱されているが、その「推進計画」は、外交を担う外務省アジア太平洋局北東アジア課が作成した¹⁰⁵。ここには、「日韓歴史共同研究」は、日本にとっては「歴史」問題である以上に「外交」問題であった、ということが示唆されている。その一つの表れが、日韓関係や国際関係、国際経済等を研究してきた政治研究者である小此木政夫が、委員としても、またその他の委員の人選においても中心的な役割を果たしたことであったかも知れない。

尤も、その人選は、少なくとも日本側参加者の主観においては一枚岩ではなかったという。そのことは、「日本側の委員には多彩な研究者が集まり適切であった」という意見や、「日ごろ学会で衝突し、意見を異にする人々さえ存在¹⁰⁶」する考えによく表れている。「いわば日本側は即席の寄せ集め集団¹⁰⁷」であったという表現もあった。

一方韓国側において、95年に合意された「歴史共同研究」に引き続いて、この第一次日韓歴史共同研究に参加したのは李萬烈と鄭在貞であった。このうち既に幾度も触れているように、鄭在貞は80年代から民間の「歴史共同研究」¹⁰⁸に参加し¹⁰⁹、「共同研究」においてもリーダー的な存在と目されていた人物であった。また李萬烈は、韓国最大の政府系歴史研究機関である国史編纂委員会の委員長¹¹⁰であり、その為に委員に採用された人物である。これに対しては、「民間有識者であるはずの研究委員の中に政府機関の人が入るということに韓国側で議論になった」と言われている。

この点については、「任期途中で国会議員になった姜昌一は政治家であるゆえに辞任は当然である」とされたが、「日本側の小此木が政府の諮問委員会のメンバーであることや同じく北岡伸一が国連大使になったこと」を鑑み、「『政府関係者』の枠組みが両国においてあいまい」なものであり、「李萬烈が研究者として参加するのは問題ないのではないか」と判断されたという。

韓国側の回答の中にも、韓国の研究者は学会推薦により選ばれたメンバーではあっても、韓国国内においては「様々な学説をもつ多様な意見を持つ集団」であり、「共同研究」の「方策に対する意見も多様でありまとまりがない」、とするものがあつた。また、日本側と異なり韓国側の管轄が教育院の教育部であったことは重要かもしれない。即ち、日本政府が「日韓歴史共同研究」を政治の問題と考えたからこそ、外務省に任せたとするならば、韓国政府はこれを教育の問題と考えからこそ、教育部に任せたことになるからである。これを反映してか、韓国側の一部の人々は、双方の人選の意図のずれに対して「共同研究の発足のなりたちを日本の研究者たちは理解していない」と回答することとなっている。「研究」や「外交」の観点から考える日本側参加者達と、「教育」の観点から考える韓国側参加者達。両者の間には最初から相容れない一線があつたと言える。

尤も、両者の自画像には矛盾するところもあった。例えば、人選について、日本側は、韓国側について「現実の韓国の学会に存在す

る多様性が反映されない¹¹¹」「事前練習を十分に積んだナショナルチーム¹¹²」であり、また「個人の意見を述べるというよりも、韓国人・韓国民族を代表してということを意識して発言されている」と考えていた。これに対し韓国側は日本側に対し、「まとまりのよい集団」であり、「自国の歴史研究を代表している」ように映った、と回答している。しかし実際は、それぞれの委員が自国の委員に対して各自がもつ印象は、上記のように、多様であった。また「日本側は委員のレベルでは結束は固いが、協力者のレベルではバラバラであり」、「韓国側は委員のレベルではバラバラであるが、学会推薦によって行なわれる協力者のレベルでは結束が固い」という意見もあった。

このような相手に対する認識のずれの背景には、「両国の委員がひそかに自国の歴史研究を代表する、または自分の研究と発見が国内で批判されるかもしれないという重圧感を感じる」中で、委員個々人が考えていた以上に、その発言が自国中心的なものとなったことがあったかも知れない。

第3節 「第一次日韓歴史共同研究」とその「自画像」(2)：運営

両国の事務局を中心とした支援体制については、「日韓双方よくやってくださったと思っています」という意見や「活動と関連する全ての業務は忠実に遂行され」という意見が多かった。このように「国がサポートして共同研究を行なうと研究環境の条件は非常によ

くな」という事態は現実に見られたようである。

しかし、第3分科会では他の分科会と比べ多くの問題が存在した。何故なら、会議の進行方法等について、日韓両国委員間で紛糾が続き、「3年のうち約1年は実質近現代史を対象とする本題に入れず」、「互いの意思疎通が発展的になされない状態で会議が中断された」からである。また、韓国側委員の一人は、「日本側が通訳¹¹³ [一定の人物の通訳の人選を]を拒否し会議が中断する」など、「韓国側に大きな不信感を与えるという問題」が発生した、とも述べている。韓国側委員の一人は「研究以外の手続き[通訳・録音等]に神経質に対応したことは納得できない」と批判している。

明らかなのは、韓国側のみならず、日本側も「共同研究の結果が自国内で批判されるかもしれない」という恐れをもち、会議の情報が外部に漏れ、誤って伝えられることに極めて神経質になっていたことである。そのことは、双方が相手に対し、相手は過度に「国家を背負って」いる、と認識させたことに一役買っていたように思われる。

ある韓国側委員によれば、第3分科において日本側は、共同委員会会議録を残すことを拒否した為、会議録すら存在していない、と述べている。それ故全体会議報告の中で、「前回の会議で決定した事を次の会議でも再確認しなければならず、無駄なエネルギーを消耗してしまった。例えば13項の研究テーマが決定されたにもかかわらず、その次の会議

では完全にその事実を否定する事実が発生したこともあった。こうしてしばしば記憶の衝突現象まで起こることになった¹¹⁴」とも述べられている。

このような日本側の態度に対して韓国側からは、「共同研究の結果が自国内で批判されるかもしれないと心配しすぎ」ではないかとの意見があった。このことは逆に、日本側の各委員にとってこの共同研究に参加することが、どれだけ慎重を期するべきものであったかが示されている。

また、「第3分科会は委員の数に比べ研究主題が多く、発表・討論・整理などに時間と努力を費やしすぎ」たことや、「資料集や年表等を作ることに合意したが、途中であきらめることによって無駄な時間と努力をつかった」等の問題も指摘されている。韓国側は「日本の歴史教科書に現われている韓国史歪曲問題を学問的に解消するためこの研究会がつくられた」との見解を持っており、「日本側ははじめから[この研究会が]どうして作られたかに対して正確な理解をもっていなかった」、と批判した。「韓国側が焦点になる部分に対する研究をしようとするのに対し、日本側が焦点研究よりは日韓関係史資料集をつくるのが近現代分科の目的と主張した」という回答もあった。この背景にあるのは、日韓双方のこの委員会に対する思惑、即ち、純粋に「研究」を行うのか、それとも「歴史問題」等に纏わる教科書既述の「解決」のみを図るのか、のずれに他ならない。韓国側からは、「資料集の作成を双方同意したにもかかわらず

ず、結局それすらできなかった」という意見も寄せられた。

韓国側の指摘は、次のような参加者の言葉に集約されるかも知れない。即ち、「日本側の委員たちは最初の会議から日本の歴史教科書の問題をとりあげるならば、参加しないと。つまりは日韓歴史共同研究委員会が発足の折に、韓国側委員らは日本の教科書の韓国史歪曲を解決するために参加したのに、日本側の研究者らはその目的ではなく別の目的をもって参加した。そのために日韓歴史共同研究会、特に私が属した近現代史分科は3年間これだという共同研究はできず葛藤状態で中止になってしまったといっても過言ではない。」そこには、教科書問題を解決するだけの為の場として日韓歴史共同研究を考える韓国側と、共同「研究」に重きを置く日本側との根本的なスタンスの違いがあった。

それでは、なぜ上記のような「違い」が生まれたのか。その背景には、両国における「歴史観」の根本的な相違があった。即ち、歴史とは多様であり、事実の確定はできても、その事実の確定が直ちにそれぞれの事実が有する意味の確定を齎さない、と考える日本側は、まず、事実の確定に時間を割き、多様な見方からこれを観察し、その結果で、多様な議論を戦わせることを重視した。

これに対して、巷間よく言われるように「正しい歴史」が存在する、と考える韓国側は、歴史には「正しい歴史」と「歪曲された歴史」が存在し、「歪曲された歴史」は、その定義上、議論するに値しないものであると

理解していた。重要なのは、事実そのものの確定ではなく、「正しい歴史」に則って、事実の確定がなされていくことであり、「正しい歴史」を阻害するような形で事実に触れることは、重要でない。それ以上に、それは「歪曲された歴史」へと誘う有害な行為でさえあるのである。

結局、「第一次日韓歴史共同研究」において両国は、「この共同研究の目的と意義に対して共感体を十分に形成できなかった」。両国委員の間では、共同研究の運営を行う為の相互信頼が充分でなく、「共同研究」の目標についても一致していなかった。そこに最大の問題があったということができるであろう。

第4節 「第一次日韓歴史共同研究」とその「自画像」(3)：意義と課題

以上、ここまで、アンケートやインタビュー等に基づいて、第一次日韓歴史共同研究の「自画像」について描いてきた。それでは、参加者は、その意義や課題については、どのような「自画像」を描いたのであろうか。

まず、『全体報告』については、肯定的な内容が多い。文章を抜粋してみるなら、次のようになる。

意義

「歴史研究者の姿勢や資料に対する批判的アプローチなどから、多くの点で気づいた部分があった¹¹⁵⁾」

「頻繁な出会いと対話を通じてはじめて、切磋琢磨と相互理解の領域を少しずつ広げて

いくことができる」

「出会いと対話の重要性をこの3年間で深く認識することができた¹¹⁶⁾」

「お互いの見解を全く受け入れられない部分も多く、反対に理解を示した部分も少なかった¹¹⁷⁾」

「何より日韓両国の研究者たちがお互いの歴史認識に真摯に接近する機会をもち、それぞれの違いと共通点を知ることになったということが、委員会の最大の成果¹¹⁸⁾」

課題

「東アジア国際関係とその近代化、日韓間の条約問題、植民地支配と社会変化、1945年以降の日朝関係の諸問題などで異なる立場を示し」「今後、さらに密接な共同研究を通じて、解決されていくものと考える。¹¹⁹⁾」

「韓日両国政府が支援する歴史共同研究は今回が初めてであったため、各委員が無言の中にも国家を代弁するかのような重圧感があり、相互に対する批判とけん制の雰囲気が濃厚であった。この点は、発表と討論の質を高め、緊張感を与えるうえでは役立ったが、相手側に対する不信と誤解を増幅させた部分もなくはなかった¹²⁰⁾」

「委員の数に比べ研究主題があまりにも多く、研究と討論が深みをもっておこなわれなかったのは残念である。研究協力者の助力を得て、与えられた主題に対する研究と執筆は終えることはできたが、総合批評会等に研究協力者が参加できず、全般的な討論にならなかったのは残念だ。」

「歴史研究者同士の対話が必要であるという点に考えを同じくする」

「委員間で互いの個性を理解し、評価しようとする雰囲気が生まれたことも一つの成果である」

「今回の活動が、韓国と日本の歴史対話を促進させ、幅を広げていく契機として活用されることを期待したい」

「韓国史研究が韓国に対する温かい愛情を前提としなければならないことを強調したい。もし愛情がなければ、研究は、その歴史から欠点をみつけるために顕微鏡や望遠鏡を覗き込む作業となんら変わりがないであろう」

しかしながら、このような内容は、アンケート及びインタビュー、または委員会の活動を外れた論文等においては、もう少し複雑になってくる。ここでも抜粋して文章を見てみることにしよう。

意義

「韓日共生のための未来を開拓するために過去を研究し討論する」

「排他的なナショナリズムを中和させる」

「東アジア共同体を形成するための提示作業」

「国がサポートして共同研究を行なうと研究環境の条件は非常によくなる。しかしどうしても、国対国の枠から出にくくなる問題点があると思う。国が双方の国民の歴史意識の共同化を支援することは良いことだとは思いますが、そのみでは限界がある。様々な民間レ

ベルの（学会やマスコミ・個人）での交流を活発にさせることがなにより大事だと思う」

「日韓双方の研究者が相手国を訪問して意見を交換した研究機関などを参観することには意味があったと思います」

「2ヶ月に一回両国を行き来しながら発表と討論を進行したにもかかわらず、何の問題もおこらなかったのは、両国の委員の姿勢が真摯であったからと思われる」

「韓国側の疑問に答える中で、自分たちの知らない部分がみえてくる¹²¹」

課題

「韓日間の歴史共同研究は誠実かつ辛抱強く推進しなければならない」

「韓日間の歴史研究は相互信頼と尊重を基本にしなければならない」

「両国から共同研究の趣旨に共感する人で構成し、専門領域と年齢分布などを考慮しなければならない」

「どんな形でも日韓両国の研究者らによる歴史問題を解決するための委員会を維持しないといけないと思う。しかし過去の第一次委員会のような目的も不明で非生産的なものであれば参加したくない。まず、目的をはっきりして研究者の選び方も日韓両国学会で尊敬される研究者らで新しくつくらないといけないと思う」

「通訳等の問題に対してもっと、政府がもっと配慮すべきでないか」

「自由に話せる状況をどうつくるのか」

「双方の参加者が心の底からやりたいと思

える環境をどうつくるのか」

「限定されている表題をどうにかしたい」

「既存の枠組みから一步でもでたらたたく
というのではない自由さがほしい」

「一定の方向性の人ばかりではなく、意義
に共感しつつも異論のある人も入れるのが政
府主導のすごみではないか」

「自国内の批判に対するバックアップ体制
があってもいいのではないか」

「東アジアの片隅に引きこもってしまわな
いよう、対話を続けることこそが、今の日本
にとっては大事だと思います¹²²」

最後にアンケートの結果から、各参加者が、
この「第一次日韓歴史共同研究」終了後、
「次回」の共同研究について、どのような意
欲を有していたかを見てみよう。

「いつでも参加したい。それなりに両国民
の歴史意識の相互理解に役立つと思うから」

「依頼があれば考えますが、積極的に参加
したいとは思いません」

「私は1980年代から今まで様々な日韓共同
研究に参加してきました。一緒に合宿しながら
討論を重ねることによってその投入した時
間の長さによって相互理解は深まるという経
験的確信をもっています。私も微力ながら今
後もこのような活動をつづけていくつもりで
す」

「参加してほしいと要請をうけたならば受
諾する」

「過去の第一次委員会のような目的も不明

で非生産的なものであれば参加したくない。

まず、目的をはっきりして研究者の選び方も
日韓両国学会で尊敬される研究者らで新しく
つくらないといけないと思う」

以上みてきたように、2001年度版の「日韓
歴史共同研究」は様々な運営上や研究上の困
難がありつつも、多くの論文を残し、また、
双方の参加者の中で今後も継続的な対話が必
要との共通理解は、残しはした。

しかしながら、それが残した負の影響もま
た大きかった。即ち、双方が相手側に対して、
不必要に「国家を背負っている」と感じ、日
本側は韓国側を「自らの歴史認識を押し付け
ようとしている」ものと認識し、韓国側は日
本側を「木をみて森をみていない」、或いは
進んで「植民地を正当化しうる」議論をして
いる、と看做した。その結果として、議論は
激しいものとなり、その前途は「多事多難」
なものとなった。

しかしながら、95年度版の「歴史共同研究」
が「歴史共同研究」になりえず、「歴史認識
の差異がなぜおこるのか」という分析に終始
したことを思えば、多くの一致できない研究
上の問題や、教科書記述に反映させるべきか
否かという深刻な論争こそあったにせよ、
2001年度版の「日韓歴史共同研究」が、両国
の研究者による「歴史共同研究」となり得た
ことそのものに、日韓の「歴史共同研究」の
歴史的な意味があろう。少なくともそれは、
最初の本格的な成果を出した、「公的な歴史
共同研究」として、最低限の成果を出すこと

はできたのである。

第5章 日本の教科書における「韓国併合」 関連記述とその分析

2005年の4月の教科書検定は、中学校歴史における従軍慰安婦問題の記述が0社、強制連行の記述が1社となり、教科書の「右傾化」¹²³が指摘された。

確かに、「従軍慰安婦問題」「強制連行」の記述だけでみれば、これらの問題は1993年には全社の発行する教科書に記述されるに至り、1997年にもその記述は増加した。しかしながら、1997年に発足した「新しい教科書をつくる会」の作成した教科書が検定にかけられた2001年以後は、「従軍慰安婦問題」について記述教科書は3社、「強制連行」は7社、2005年の検定では「従軍慰安婦問題」の記述が0社、「強制連行」は1社にまで減っている。

しかし、「従軍慰安婦問題」や、「強制連行」問題は、日本の「過去」を巡る問題の一部でしかなく、これらの問題だけを取り上げて、恰も、日本の教科書全体が「右傾化」しているかのように議論するのは、余りにも短絡的であると言えよう。

そこで本章では、1904年の日韓議定書から三一運動前後までにおける歴史的事実に関する日本の教科書の記述ぶりについて、1950年代から今日までの状況を明らかにしたい。

第1節 「韓国併合」関連の記述の増減：高校・中学

高校は山川出版社、実教出版、東京書籍、

清水書院の日本史の教科書に限定し、以下の項目で1955年使用の教科書から調査を行なった。教科書会社の選定は採択率の高さ¹²⁴を一つの参考としている。なお1995年以降は「近現代社会の成立と発展の過程」(学習指導要領)を目的とした日本史Aが導入されている。旧来からの教科書を引き継ぐものとしてが、日本史Bを本調査では取り扱った。中学については該当する問題について比較的記述量の多い日本書籍と大阪書籍に限定し、1977年使用のものからの調査を行なった。

まず、記述の分量について見てみることにしよう。

表1、2は日韓議定書以降の近代朝鮮史に関わる記述の行数を、年次毎に整理したものである。明らかなのはそれが着実に増加していることである。

1955年版では、清水書院、山川出版社とも日韓議定書以降に限らず、朝鮮半島に関する

表1 高校 日本史 「韓国併合」関連の記述 行数

高 校	清水書院	山川出版社	東京書籍
1956年度	0	0	
1978年度			9
1981年度	6(6)	9(1)	
1884年度	14	11(6)	29(14)
1987年度	17(4)		
1991年度	22(5)	14(3)	31(15)
1996年度	24(9)	16(5)	31(17)
2000年度		24(5)	33(16)
2004年度		※48(13)	

鄭奈美作成

表2 中学校 日本史「韓国併合」関連の記述 行数

中学校	大阪書籍	日本書籍
1977年度	39	18(9)
1980年度	31	19(4)
1983年度	25	29(4)
1986年度	46(1)	42(1)
1989年度	49(5)	39(4)
1990年度		43(1)
1993年度	44(18)	
1997年度	47(21)	44(7)
2002年度		35(9)
2006年度	40(8)	42(5)

鄭奈美作成

※ () 内の欄外の記述は字数により行数に数えた。

記述は一切ない。記述が少しずつ増加するのは1970年代後半からである。特に、1982年の「教科書問題」以降に作成された1986年度版の中学校教科書は、2社において、記述が大幅に増加している。また、90年代以降においても記述がなだらかに増加していることに注意が必要である。

第2節 「言説」と「実態」の乖離

1956年の教科書には、「日韓併合」関連の記述は全くみられず、その後70年代後半まで記述らしい記述はないが、82年の「教科書問題」以降、質的な変化があり、記述量も増加している。80年代を通して記述量が少しずつ増加する背景には第2章で述べたことがあるのかも知れない。即ち、家永裁判における支援運動が出版労働者の運動、多彩な運動を生

み出したことである。そこでは、「教科書問題を考える市民の会」や「社会科教科書執筆者懇談会」が結成され、「競合関係にある教科書の書き手たちが、出版社の枠、教科書の枠を超えて横断的に連帯し、情報交換をはかりながら、教科書記述の改善を重ねていった¹²⁵⁾」と言われている。

また90年代は、91年の金学順等による証言に始まり、戦後50年の95年を焦点として戦後補償問題に対する裁判や集会等の形で様々な市民運動が盛り上がっていった時期に当たっている。こうした動きは教科書記述にも反映されたのであろう。90年代に作成された教科書は概ね97年のものをピークに関係する記述の量が増加している。特に、95年から2001年までに使用されていた教科書には、戦後補償関連の裁判の様子や、強制連行で亡くなった人々の慰霊碑等の紹介、更にはコラムを設けて日本の韓国に対する侵略に反対した人物(石川啄木・石橋湛山・柳宗悦等)や抗日運動を取り上げるなど、この時代をより立体的に教え、アジアの人々との共通理解を構築しようとする努力を見ることができる。「日本の歴史教科書は少しも変わっていない¹²⁶⁾」との一般的な韓国の人々の理解とは異なり、95年当時の韓国教育開発院の比較教育研究部長が「確かにだいぶ変化している¹²⁷⁾」という印象を語っていることにも、その記述の変化がうかがえる。

この背景には第2章でとりあげたような様々な日韓の歴史研究者、歴史教育者、歴史教科書執筆者などの学術的交流の影響もあったよ

表3 東京書籍 記述の増減表

高校 東京書籍	1978	1983	1990	1993	1996	2000	2004
日韓議定書							
第一次日韓協約	○	△	△	△	△	○	○
第2次日韓協約		△	○	○	○	△	○
第3次日韓協約			△		△		
ハーグ密使事件		△	△	△	△	△	○
韓国統監府	△	○	○	○	○	○	○
安重根							○
日韓併合条約	○	○	○	○	○	○	○
朝鮮総督府		○	○	○	○	○	○
土地調査事業		△	△	△	△	△	○
3・1独立運動	△	△	○	○	△	○	○
万歳事件		○	○	△	△	△	△
皇民化			△	△	△	△	○
創始改名			△	△	△	△	○
義兵運動(闘争)			△	△	△	○	○
関東大震災						○	
従軍慰安婦(慰安婦)						△	○
強制連行							○
資料(日韓議定書)本文	○						
写真 伊藤博文と韓国皇太子	○						
写真 3・1独立運動							○
写真 宮城遥拝する朝鮮の人々							○
写真 義兵						○	○
○は太文字の記述、△は普通の記述 資料等に関しては、記載があれば○ということにした。							

鄭奈美 作成

表 4 実教出版 記述の増減表

高校 実教出版	1984	1987	1990	1994	2000	2004
日韓議定書				○	○	○
第一次日韓協約	○	○	○	○	○	○
第2次日韓協約	○	○	○		○	○
第3次日韓協約	○		○		○	○
ハーグ密使事件	○	○	△	△	△	○
韓国統監府	○	○	○	○	○	○
安重根	△	△	△		△	○
日韓併合条約（韓国併合）	○	○	○	○	○	○
朝鮮総督府	○	○	○	○	○	○
土地調査事業		○	○		○	△
3・1独立運動				○	○	○
万歳事件				○		△
皇民化（皇民化政策）		△	△	○	○	○
創始改名		△	△	△	○	○
義兵運動（義兵闘争）		△	○	○	○	○
関東大震災						○
従軍慰安婦（慰安婦）				△	△	△
強制連行		△	○	○	△	△
年表 日韓関係		○	○	○	○	
資料（日韓議定書）本文						
写真 伊藤博文と韓国皇太子	○	○	○			
写真 3・1独立運動						
写真 宮城遥拝する朝鮮の人々						
写真 義兵					○	
写真 朝鮮総督府と光化門					○	
写真 安重根（切手）					○	○
石川啄木の俳句	○	○	○		○	○
写真 堤岩教会事件				○		
写真 朝鮮神宮						○
○は太文字の記述、△は普通の記述 資料等に関しては、記載があれば○ということにした。						

鄭奈美 作成

表 5 大阪書籍 記述の増減表

中学 大阪書籍	1977	1980	1983	1986	1989	1993	1997	2006
韓国併合	○	○	○	○	○	○	○	○
韓国統監府		△	△	△	△	△	△	△
朝鮮総督府						○		△
義兵	△	○					○	△
同化政策		△	△			△	△	
土地調査	△	△	△			△	△	△
3・1独立運動	○		○	○	○	○		○
関東大震災		○		○	○	○		○
強制連行							△	
創始改名					△	△	△	△
地図 韓国併合前後の反抗（抵抗1983年より）地点		○	○	○	○	○	○	
写真 日本語で授業をうける朝鮮の子供たち				○	○	○	○	○
写真 韓国併合前後の朝鮮人の義兵		○	○					
写真 水力発電所の工事に動員された朝鮮人							○	
写真 日本政府に戦後補償を求めてデモする元慰安婦の人々							○	
写真 三・一独立運動		○	○	○	○	○	○	
グラフ 朝鮮における日本人の土地所有の推移		○	○			○	○	○
コラム 関東大震災 朝鮮人の虐殺 詳細				○	○			○
コラム 三・一独立運動 詳細				○	○			
コラム 在韓被爆者						○	○	
朝鮮総督府								○
石川啄木の俳句								○
コラム 柳宗悦と吉野作造から見た日本の朝鮮支配								○
○は太文字の記述、△は普通文字の記述 資料等に関しては、記載があれば○ということにした。								

鄭奈美 作成

うである。

具体的な例を挙げてみよう。例えば東京書籍の教科書では95年まで、次のような記述が存在した。「戦時体制が強化されるなかで、朝鮮や満州の開発がさかんにおこなわれた。とくに朝鮮の北部では、1920年代に水力発電所が建設され、1930年代には、重化学工業と繊維工業が発展し、鉱物資源の開発も行なわれた。これらは、財閥など内地資本の進出と、朝鮮人労働者の低賃金と長時間労働によっておしすすめられたものであった。¹²⁸⁾

この記述は95年検定以降の教科書からはきれいに削除された。ここには記述の増減だけでは検証できない、「物語」としての歴史の書き方の変化が顕著に存在する。

このような変化は、2000年以降にも異なる形で見るができる。この変化について、ある論者は、97年より活動を開始した「つくる会¹²⁹⁾」が『実質』の司令塔となり、様々な右翼団体が教科書会社や教科書執筆者に対して、様々な脅迫的行為を行なった¹³⁰⁾ ことにより、教科書の執筆が自由にできなくなった、と述べている。同じ論者は、強制連行や慰安婦の記述があることを理由として、ある会社の教科書の「採択率がおち、経営上の問題¹³¹⁾」が生じたとも述べている。このことは、日韓併合関連の記述が豊富であった日本書籍が2002年に倒産したことを示唆しているのかも知れない。

また文部省からの圧力についても指摘¹³²⁾がある。例えば、1998年6月8日、国会で自由党の永野茂門が「現行教科書は偏向している」

として政府を追及した。これについて町村信孝文部大臣は「現行の歴史教科書は全体のバランスが欠けている点がある。とくに明治以降の日本の歴史に否定的な面をあまりに書き連ねている。その辺りを今後の教科書の検定、あるいはそのもう一つの前の執筆段階から各編集者に、もう少しバランスが保てないだろうか。そして採択の段階でももう少し改善すべき余地はないだろうか、そんなことを今教科書検定に関する審議会でご議論いただいている」と答弁した。

これを受け、文部省は99年1月、教育出版と東京書籍の経営者を呼び、「近現代史の記述内容をもう少しバランスのよいものにしてほしい」「著者構成も考えてほしい」という二つの要望を言い渡した。両社ともこれを一種の命令と受け止めたという。こうして、教育出版・東京書籍・帝国書院の三社は、自社の歴史教科書から「従軍」慰安婦や、「強制」連行に関する記述を削除する方針を決めたという。

教科書問題に取り組む市民グループ、子どもと教科書全国ネット21の俵義文事務局によれば、俵義文が入手した数社の第3次原稿やゲラには、慰安婦や南京大虐殺の記述が残っていたという。ところが99年暮れになり、首相官邸から各教科書会社に新たな圧力がかった。ここで各社は「従軍慰安婦の記述は慎重に行なって欲しい」と要請されたと言われている。この話を俵義文は教科書会社労使の団体交渉の場で経営側から出た発言としている。

とはいえ、「慰安婦」と「強制連行」の記

述がなくなったと言われる、2005年の中学校教科書においても「強制連行」については、その直接的は「文字」こそないものの、「強制的に連行され」や「強制的な動員をして」という表現は存在した。その背景には、「強制連行」そのものの研究がより精緻になっていく中で、「強制連行」という言葉の定義に疑問が向けられるようになったこともある。

これに対して、「慰安婦」に関しては教科書の記述から完全になくなっていく。このことに対しては、今後のより詳細な検証が必要であろう。「慰安婦」問題に対して述べることは、10年前と違って研究がより精緻になってきたということのためか、また何か発言すれば左右どちらからもたたかれるという、焦点的なテーマであるゆえにか最近はあまり主だった言説をみない。また、教育現場からも、「どう教えていいのかわからない」等の教材としての難しさをあげる声がある。

ともあれ90年代を通して増加した記述は、2002年使用の教科書を境に減少傾向にある。例えば、80年代に豊富な記述で知られており右翼団体から敵にされてきた¹³³大阪書籍の2006年使用教科書は、1997年のものに比べて本文において37字、欄外においては221字もの記述が減少している。これに対して鄭在貞は『『新しい歴史教科書』の出現に刺激されて、その記述の内容も日本ナショナリズムに傾く方向へ転じた』と指摘し、「また近いうちに韓日間の歴史認識の溝を広げる可能性がある」と憂慮している。

以上みてきたように、現在の日本の教科書

は、2001年の「つくる会」の教科書問題を境に、80年代からゆるやかに日韓議定書以後の朝鮮半島に関する記述を増やしてきた傾向が、逆転しつつある、ということができる。

第6章 結論

国家間の歴史問題の解決。ある論者によれば、そこには、第一に、相互間で歴史事実を確認する段階、第二に、相互に理解する段階、そして第三に、相互理解のうえに、共同の歴史認識を創出する段階、という三つの段階があるとされている。この理解によれば、日韓は依然、第一の段階にあるといえる。

草の根的な市民運動から始まり、様々な民間の共同研究を経て、今日に至るまで、凡そ20年間の歴史を持つ日韓の歴史共同研究であるが、ヨーロッパのそれが現在の段階に至るまで、100年以上の月日を費し、その間に2度の世界大戦と、冷戦を経ねばならなかったことを考えれば、それが依然、初歩的な段階にあることは、ある程度はやむをえないことであるのかもしれない。

加えて、ヨーロッパ諸国と日韓両国の間では、「歴史」そのもののあり方も違っている。ドイツを中心としたヨーロッパ諸国との関係は、戦後の和解が、敗戦国であるドイツが謝罪と補償を勝者であるフランスやポーランド等に対して行なうという形を取った。政治的な力のアンバランスが、問題の解決の一助となったことは否定できない。これに対して、例えば、1965年の日韓基本条約における「条約の無効」をめぐる論争に典型的に現れ

たように、日韓両国の間には、勝者と敗者の関係は存在せず、寧ろ、政治的・経済的には、戦後も日本が優位な状況さえ存在した。

また韓国が、自らの独立は「民族運動の結果」として実現された、という「ナショナリズムの神話」を有していたことも重要だった。つまり、日韓の間には、この問題を巡って、日本には韓国に譲らねばならないような政治的・経済的状況が存在せず、また、韓国には自らの「ナショナリズムの神話」との関係上、日本に譲ることのできる環境が存在しなかった。

2001年の「日韓歴史共同研究」はこのような様々な問題をかかえつつも、950ページに渡る31の論文を残した。論文は、インターネット上でも公開され、その注目度はこれまでになく高いものとなった。このことだけをとりあげても、政府主導である2001年度版の「日韓歴史共同研究」の意義深さがみてとれる。

しかしながら問題はあった。「自国内で批判されるかもしれないと心配しすぎているようだった」という言葉に集約されるように、日韓間の争点となる問題に対して、日韓双方の世論は敏感であり、それ故、研究者は、その動向に敏感とならざるを得ない状況があった。況してや、それが政府間レベルの「共同研究」となれば、注目度が変わり、より身構えざるを得ないという状況に追い込まれていることは間違いない。膨大な時間と労力を注ぎ込んで行なわれたにもかかわらず、左右の立場から批判にさらされることはあっても、評価を受けることは少ないという国内的な状

況を考えると、この研究に「前向き」に取り組もうとする姿勢を培うのが難しい現状が、日本側にも、そして韓国側にもあるように思われる。

注

⁸³ 『朝日新聞』1996年12月2日。

⁸⁴ 同上。

⁸⁵ 同上。

⁸⁶ (財)日本国際交流センター、<http://www.jcie.or.jp/japan/nenji97/d08.htm>、最終確認2008年1月28日。

⁸⁷ (財)日本国際交流センター、<http://www.jcie.or.jp/japan/nenji97/d08.htm>、最終確認2008年1月28日。

⁸⁸ (財)日本国際交流センター、<http://www.jcie.or.jp/japan/nenji97/d08.htm>、最終確認2008年1月28日。

⁸⁹ (財)日本国際交流センター、<http://www.jcie.or.jp/japan/gt/n98/jkhf98fi.htm>、最終確認2008年1月28日。

⁹⁰ 『朝日新聞』1996年12月2日。

⁹¹ 2001年度版の「日韓歴史共同研究」の研究委員であり、またこのときの1995年度版の「歴史共同研究」にも参加された鄭在貞氏によれば、日本側の人選は困難をきわめ、やりたくないというのが日本政府の本音ではなかったか、という。2005年9月8日インタビューによる。

⁹² 鄭在貞氏2005年9月8日インタビューによる。

⁹³ <http://www.jcie.or.jp/japan/gt/n98/jkhf98.htm>、最終確認2008年1月28日。

⁹⁴ 『朝日新聞』2002年1月23日。

⁹⁵ 『朝日新聞』2002年1月23日。

⁹⁶ 『朝日新聞』2002年1月23日。

⁹⁷ 『朝日新聞』2002年1月23日。

⁹⁸ 『朝日新聞』2002年1月23日。

⁹⁹ 日本側)小此木政夫(慶應大)、北岡伸一(東京大)、山内昌之(東京大)、山本正(日本国際交流センター理事長)

韓国側) 李成茂 (国史編纂委員会委員長)、崔柄憲 (ソウル大)、鄭在貞 (ソウル市立大)、金長権 (ソウル大)、俞炳勇 (韓国精神文化研究院)

¹⁰⁰ 『朝日新聞』2002年4月5日。

¹⁰¹ 日本側) 小此木政夫 (慶應大)、北岡伸一 (東京大)、佐藤信 (東京大)、田代和生 (慶應大)、浜田耕策 (九州大)、原田環 (広島女子大)、森山茂徳 (東京都立大)、吉田光男 (東京大)。

¹⁰² 『朝日新聞』2002年5月25日。

¹⁰³ 『日韓歴史共同研究報告書』第3分科篇、上巻、2005年ii頁。

¹⁰⁴ アンケートの質問項目は次の通り。

- (1) 日韓歴史共同研究をお引き受けになられたのはどういう経緯からですか？
- (2) 研究をお引き受けになられた理由は何ですか？
- (3) 研究課題はどのようにお決めになりましたか？
- (4) 研究を進めるうえで最も困ったことは何ですか？
- (5) 研究会における発表ではどのようなことをお感じになりましたか？
- (6) 研究会における相手国側の発表をお聞きになりましたか？お聞きなられた場合、どのようなお考えをもたれましたか？
- (7) 研究会における相手国側の研究委員の意見についてどのような感想をもたれましたか？
- (8) 研究会における自国側の発表をお聞きになりましたか？お聞きなられた場合、どのようなお考えをもたれましたか？
- (9) 研究会における自国側の研究委員の意見についてどのような感想をもたれましたか？
- (10) 相手国側委員への不満はありますか？あればどんな不満ですか？
- (11) 自国側委員への不満はありますか？あればどんな不満ですか？
- (12) 全体の議論を通じて思われたことは何ですか？
- (13) 研究会等において印象的な報告はありましたか。差し支えなければ、どの報告であったかお教えてください。また、その理由は何ですか？
- (14) 研究報告書を読んで、印象的な報告はありま

したか。差し支えなければ、どの報告であったかお教えてください。また、その理由は何ですか？

- (15) 日韓歴史共同研究にはどのような意味があると思われますか？
- (16) 共同研究を構成する研究委員の人選についてどう思われますか？
- (17) 共同研究を構成する研究協力者の人選についてどう思われますか？
- (18) 共同研究に参加されたことにより、日韓の歴史に関する意識の変化はありましたか？
- (19) 事務局についてどのように思われますか？不満があったとすれば、どのような点ですか？
- (20) 日韓両国の間では、第二次歴史共同研究の必要性が言われています。もし、第二次歴史共同研究が行われることになった場合、あなたは積極的に参加されますか？また、その理由は何ですか？

¹⁰⁵ <http://www.jca.apc.org/asia-net/library/news020305.shtml>、最終確認2008年1月28日。

¹⁰⁶ 木村幹「日韓歴史共同研究に参加して：歴史認識問題は韓国再建の切り札か」、『中央公論』2005年8月号67頁。

¹⁰⁷ 同上。

¹⁰⁸ 前掲教科書検定訴訟を支援する全国連絡会、前掲君島和彦。

¹⁰⁹ 鄭在貞氏は韓日関係史学会会長、歴史教育研究会・韓国史研究会・歴史問題研究所・経済史学会等の理事を歴任している。

¹¹⁰ 国史編纂委員会は、政府の文教部直属の機関である。

¹¹¹ 前掲木村幹、67頁。

¹¹² 同上。

¹¹³ 『日韓歴史共同研究報告書』全体会議報告、18頁。「通訳は会議の主催国が選定し、専門通訳でない一般の留学生も雇用できることとするが、事前に相手国の了解を得るようにし、通訳には機密厳守に関する誓約書を提出させることとする」。

¹¹⁴ 前掲『日韓歴史共同研究報告書』全体会議報告、2005年、53頁。

- 115 前掲『日韓歴史共同研究報告書』第3分科篇、
上巻、iii頁。
- 116 同上。
- 117 同上。
- 118 同上。
- 119 同上。
- 120 同上。
- 121 『朝日新聞』2005年8月1日「紙上特別講義」。
- 122 同上。
- 123 『朝日新聞』2005年4月6日
- 124 日本史Bの各社別採択率は此の通り。山川出版66.6%、実教出版13.1%、東京書籍8.6%、その他11.7%。『教科書レポート』出版労連、2005年、66頁による。
- 125 『家永教科書裁判の全て：32年の運動とこれから』、民衆社、1998年、103頁。
- 126 前掲藤沢法暎、30頁。
- 127 同上。
- 128 『高校日本史』東京書籍、1993年。
- 129 小熊英二・上野陽子、『＜癒し＞のナショナリズム』慶応義塾大学出版会、2003年。この著作によると、「つくる会」の「自画像」をフィールドワーク的に研究し分析し、構成員は強圧的な右翼団体というイメージとはほど遠い、ごく「普通」の人たちだという、結論を出している。
- 130 和仁廉夫『歴史教科書とナショナリズム：歪曲の系譜』、社会評論社、2001年。
- 131 『朝日新聞』、2005年4月6日。
- 132 和仁廉夫、8頁。
- 133 俵義文『教科書攻撃の深層』、学習の友社、1997年。

The Perception of History: Through “The First Joint Historical Study by Japan and Korea”(Ⅱ)

CHUNG Nami*
KIMURA Kan**

Abstract

This paper discusses the problem of history textbooks. A controversial history textbook made by the group known as “the party of making new historical textbook” passed the textbook screening system in 2001. This brought about a variety of arguments by the media in Japan and East Asian countries. Japan and Korea had to address these arguments immediately by the demand of the government of South Korea and the public.

“The joint historical study by Japan and Korea” agreed on at a top-level summit between Japan and Korea, which was held by prime minister Koizumi and the president of South Korea No mu hyong in October 2001, was one of the fruits of Japan and South Korea’s labor. This project was different to the joint studies which had been held many times before.

First, this study was different from the many previous private joint studies, and was developed due to both governments having responsibility to some extent, so was expected to have a significant influence.

Secondly the private joint studies had been held among scholars, who had similar thoughts and ideologies, but “the first joint historical study by Japan and Korea” was held by scholars, chosen by both governments, who had completely different backgrounds and perceptions of history.

The purpose of this paper is to discuss the background to “the first joint historical study by Japan and Korea” and how it developed. First this paper discusses examples from the very beginning of joint history studies from outside of Japan

* Teacher, Hyogo Prefectural Mukonoso Sogo High School.

* * Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

and Korea. The question “what is joint historical study?” is discussed and furthermore, the greatest obstacles and problems to sharing the same perception of history are investigated. Secondly, after this the current status of joint historical study at the private level between Japan and Korea will be classified. Also why the growth and development of personal and academic exchange has not had as a great influence as desired is discussed. Lastly this paper analyzes in detail “the first joint historical study by Japan and Korea” held from 2002 to 2005, especially focusing on the significance of the study, the problems associated with it and the issues between Japan and Korea which lead to these problems.